

令和5年度・安全だより 11月号



10月27日開催の安全・適正就業委員会において『公益社団法人尼崎市シルバー人材センター安全就業基準』が制定されました。必ずお読みいただき、より一層安全就業に努めて下さい。(当センターホームページにも掲載しています。)

公益社団法人尼崎市シルバー人材センター安全就業基準

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人尼崎市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員が安全に就業するための取組を定めることにより、会員の事故及び第三者の損害の発生を未然に防止することを目的とする。

(遵守義務)

第2条 会員は、就業に当たっては、この基準を遵守し、安全就業に努めなければならない。

(安全就業のポイント)

第3条 会員は、次の各号に掲げる安全就業ポイントを守り、就業しなければならない。

- (1) 作業を行う前に必ず下見を行い、作業現場の状況を確認すること。
- (2) 作業は安全第一を心がけ、急いだり慌てたりしないこと。
- (3) 作業現場は、常に整理整頓を心がけること。
- (4) 衣服や履物は、作業に合った動きやすいものにする。
- (5) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (6) 機械や器具類は、使用前に必ず点検すること。
- (7) 共同作業では、合図や連絡を正確に行うこと。
- (8) 不慣れな又は自信がない作業については、実施方法を他の会員に相談するなど独断で行わないこと。
- (9) 作業中の私語は、お互いの注意力を損なうので慎むこと。
- (10) 危険を伴う場所での作業は行わないこと。
- (11) 定められた交通ルールを厳守すること。
- (12) 自己の年齢や体調を十分認識し、無理をしないこと。

(安全就業基準マニュアルの遵守)

第4条 会員は、次の各号に掲げる区分ごとにセンターが別に定める安全就業基準マニュアルを守り、就業しなければならない。

- (1) 一般作業編
- (2) 植木・剪定・伐採編
- (3) 除草・除草剤編
- (4) 大工・塗装編
- (5) 清掃編

2 前項各号の安全就業基準マニュアルについては、就業の状況により変更し、又は廃止することがある。

(安全保護具の使用)

第5条 会員は、前条に規定する作業別の安全就業基準マニュアルに従い、作業ごとに定められた安全保護具を使用し、当該作業を行わなければならない。

(センター業務車両の運転)

第6条 会員は、センター業務車両を運転するときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 交通ルールを厳守し、常に安全運転を心がけること。
- (2) 運転中に事故が発生したとき、又は故障等の車両トラブルが発生したときはセンターに報告すること。
- (3) 運転前後にアルコール検知器による酒気帯び確認を行い、センター所定の用紙に測定結果を記録すること。
- (4) 運転前の測定で呼気中のアルコールが検知されたときは、酒気帯び運転の基準値である0.15mg/l未満であっても、車両の運転は行わないこと。この場合において、受注業務に支障が生じるときは、直ちにセンターに報告すること。
- (5) 運転後の測定で呼気中のアルコールが検知されたときは、直ちにセンターに報告すること。

(交通災害の防止)

第7条 会員は、就業中及び就業途上においては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 常に時間の余裕を持って行動すること。
- (2) 降雨等で路面の状態や視界が悪いときは、特に転倒等の事故に注意すること。
- (3) 自転車、単車、自動車を運転する場合は、細心の注意を払うこと。

(自然災害時の対応)

第8条 会員は、台風等の自然災害による警報が発令されている場合においても、原則として、安全を確認したうえで就業するものとする。ただし、降雨や降積雪等のときには通常就業しない職種については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、警報が発令されている際の就業について、就業先が定めたルールが示されている場合はそのルールに従い、ルールが示されていない場合は、その都度就業先に確認したうえで、その指示に従うものとし、独断で判断してはならない。

(健康管理)

第9条 会員は、次の各号に掲げる事項を守り、常に健康管理に努めなければならない。

- (1) 定期的な健康診断を受けるなど、自己の健康状態を把握すること。
- (2) 夏季の作業では熱中症にならないよう、水分・塩分をこまめに摂ること。
- (3) 疲労が蓄積しないように、休養や睡眠を十分取るよう心がけること。

(安全講習の受講等)

第10条 会員は、安全・適正就業委員会が策定した事業計画に基づき、センター又は地域班が実施する安全講習会等の安全就業のための取組に積極的に参加しなければならない。

(就業現場の安全点検)

第11条 会員は、安全・適正就業委員が行う就業現場の安全点検において、指導や助言等を受けたときは、これに従い安全就業に努めなければならない。

(事故等の報告等)

第12条 会員は、就業中又は就業途上における傷害事故又は賠償責任事故（以下「対象事故」という。）について、速やかにセンターに報告しなければならない。

2 会員は、自らの技能、健康状態、就業意欲、判断力の低下等により、安全就業に不安がある場合は、速やかにセンターに相談しなければならない。

(事情聴取及び安全指導)

第13条 事故を起こした会員は、前条第1項の規定によりセンターに報告した対象事故（明らかに会員の過失が認められないとセンターが判断したものを除く。）について、センターが作成する事故報告書及び別に定めるペナルティ対象判断表に基づき、当該会員（作業班にあっては、その代表者）が所属する地域班の代表世話人及び就業先を担当するセンター職員の立ち会いの下、安全・適正就業委員が行う事情聴取を受けなければならない。この場合において、作業班にあっては、当該事故に関係したすべての班員が出席しなければならないものとする。

2 前項の事情聴取は、事故発生日から3か月以内に受けるものとする。ただし、負傷の程度が重く体調が優れないなど、3か月以内に受けることができない事情があるときは、この限りでない。

3 当該会員は、第1項の事情聴取において分析された事故原因に基づき行う、安全・適正就業委員の安全指導を遵守し、事故の再発防止に努めなければならない。

(ペナルティ措置の遵守)

第14条 当該会員は、前条第1項の規定による事情聴取において、安全・適正就業委員によるペナルティ対象の判定を受けたときは、別に定める安全・適正就業におけるペナルティ制度についての運営要綱の規定に基づく措置を遵守しなければならない。

2 前項で決定した措置に対し、当該会員が不服を申し立てたとき又は安全・適正就業委員が違反項目を判定しがたいと判断したときは、安全・適正就業委員会において協議し、判定する。

(基準の改廃)

第15条 この基準の改廃は、安全・適正就業委員会において決定するものとする。

(委任)

第16条 この基準に定めるほか、この基準の施行について必要な事項は、安全・適正就業委員会委員長が定める。

附 則

この基準は、令和5年11月1日から施行する。

○兵庫県「自転車ヘルメット購入応援事業」の情報提供

- 1 対象者（兵庫県在住、年齢基準：令和6年3月31日時点）
 - ・ 65歳以上の方
 - ・ 1歳～18歳までの子ども全員とその父か母どちらか1人分
 - ・ 19歳～29歳までの大学生や専門学生等

2 購入対象日

- ・ 令和5年10月3日以降に購入したもの

※レシートを保管しておいて下さい。購入日、購入商品名、購入店名、購入金額の記載がない場合は領収書を発行してもらう。

3 対象ヘルメット

- ・ 安全基準を満たした新品の自転車乗車用ヘルメット（1人1個まで）

4 申請期間等

- ・ 令和5年12月上旬から令和6年2月上旬、オンライン申請（予定）

詳しくは、兵庫県のホームページをご覧ください。

上限4,000円
相当のポイント
の還元あり。

問合せ先：コールセンター
0120-134-076
9:00～17:30
(年末年始除く)

○事故発生状況について

・傷害事故件数 4件 ・賠償責任事故件数 0件(令和5年6月1日～10月 日現在)

No.	日時・年齢・性別等	傷害内容/改善点	概要
1	令和5年6月14日(水) 午前9時30分 84歳・男性 (就業中・継続受注)	打撲、 外傷性くも膜下出血	庭の清掃作業中、移動のため積石の池縁上を歩行した際足を滑らせて池底に1mほど落下。転倒した際に右膝を打撲し、弾みで置き石に後頭部を打ち出血に至る。
		【改善点】	足元が不安定な場所の歩行を回避し、ヘルメットを着用すること。
2	令和5年8月22日(火) 午前8時45分 76歳・女性 (就業中・継続受注)	下肢複雑骨折	就業先の建物玄関周辺の清掃をしていたところ、目の前の道路で車同士の衝突事故がおき、その反動で片方の車が会員に接触した。
		【改善点】	予想だにせぬ事故であり、また、会員には過失ないため、改善点なし。
3	令和5年5月16日(木) 午後1時00分 74歳・男性 (就業中・単発受注)	表面ガラスの修理 32,255円	フード付き換気扇の掃除をしようとガスコンロ台に上り作業していたところ、体重の重みでガスコンロ台の表面ガラス面が破損した。
		【改善点】	作業開始前に現状確認を行い破損しやすい物の上には乗らないなど、事故を回避する作業方法を選択すること。

○安全ビデオ講習会について

センターでは、3年の間に最低1回シルバー主催の安全に関する講習会の受講を義務づけています。受講がまだの方は、ぜひ、ご参加下さい。お待ちしております。

【定期的に行っている講習会】

内 容 ビデオ講習（約30分）

「見る 待つ 止まる 確かめる!シルバーエイジの交通安全 —歩行者と自転車—」

日 時 毎月20日 時間に遅れないようお願いします。

平日は午後1時30分から	土・日・祝は午前10時から
・11/20(月) ・12/20(水) ・2/20(火)	・1/20(水) ・3/20(水)

場 所 尼崎シルバー会館 3階会議室

申込み 本部事務所へ電話で申し込んでください。(☎6481-3380)

○安全大会の開催について

安全や健康についての講座を開催します。

※他地区への参加も可能です。必ず各地区事務所まで電話でお申込み下さい。

地区	日時・場所	講座内容	申込先
中央	11月22日(水)13時30分～ 中央北生涯学習プラザ	交通安全 「自転車のまちづくり」	6401-3999 平日9時～15時
小田	11月17日(金)13時30分～ 小田南生涯学習プラザ	会員の交通安全	6492-2950 平日10時～16時
大庄	7月28日(金)14時00分～ 大庄北生涯学習プラザ	絶対に役に立つ『予防救急』	下記★印のとおり
立花	7月14日(金)14時00分～ 立花南生涯学習プラザ	健康教室—簡単な健康体操	6423-9898 平日10時～16時
武庫	7月20日(木)13時30分～ 女性センターレピエ	健康教室—簡単な健康体操	6432-2999 平日10時～16時
園田	7月25日(火)13時30分～ ユース交流センターあまぽーと	認知症対策	6494-6999 平日10時～16時

★大庄地区の会員の方で参加の場合は、同時に配布している申込書を地区事務所に持参下さい。

大庄地区以外の会員の方は、電話でお申込み下さい。☎6415-6648 平日10時～16時

令和4年度 事故発生状況について

令和4年度に発生した当センターの事故件数は、傷害事故17件、賠償責任事故13件と多発し、事故防止等の安全対策は極めて重要な課題の一つとなっています。

ちょっとした油断や不注意、気のゆるみから大きな事故につながる可能性がありますので、常に心と時間に余裕をもって、安全就業基準及び作業マニュアルを励行して、安全就業に心がけてください。

《傷害事故》 令和4年12月1日～令和5年3月31日 傷害事故件数9件（就業中6件・就業行き帰り3件）

	日時・年齢・性別等	傷害内容/改善点	概要
1	令和4年12月3日(土) 午後4時00分 70歳・女性 (就業途上・継続受注)	左足関節外果骨折 両膝打撲傷 【改善点】	就業終了後、帰宅するため自転車で歩道を走行中、前方のよろけた歩行者を避けようとして道路沿いの住居門柱に衝突転倒し、左足首を骨折した。 歩道での自転車走行は歩行者優先の為、安全な距離をとり、事故原因となるハンドル操作や急ブレーキを掛けないよう安全な速度で走行するようにしましょう。
2	令和4年12月14日(水)	リスフラン関節靭帯損	トラック横乗り業務の就業中、トラックへ乗車するために移動する際、事務所前にある段

	午後1時00分 78歳・男性 (就業中・継続受注)	傷等	差で足を滑らせて転倒した。
		【改善点】	周囲をよく確認し、焦らず作業するようにしましょう。
3	令和4年12月29日(木) 午後12時30分 79歳・男性 (就業中・継続受注)	左脛骨PCL付着部骨折	自転車に市報を積載し配布作業をしている道中、カーブを曲がろうとした際にハンドル操作を誤り転倒した。
		【改善点】	積載する配布物の量によっては、ハンドル操作を誤り危険な状況を作ってしまうことから、重量には十分に注意して積載し配布するようにしましょう。
4	令和5年1月27日(金) 午後3時30分 73歳・女性 (就業中・単発受注)	頭部打撲	家事援助の業務のため、自転車で買い物先に向かう途中、信号機のある交差点で青信号を確認して前進したところ、交差点に進入してきたバスと接触し転倒した。
		【改善点】	信号機のある交差点で青信号を確認して前進したものであるが、道路を通行する場合、周囲に注意を配るようにしましょう。
5	令和5年2月15日(水) 午後3時25分 79歳・女性 (就業中・継続受注)	右上腕骨骨幹部骨折 右肩打撲	就業先の施設の入口を小走りに走って入ろうとしたところ、タイルの床で滑り転倒した。
		【改善点】	慣れたところでも足元には気を付けて行動するようにしましょう。
6	令和5年2月15日(水) 午前11時30分 82歳・男性 (就業中・継続受注)	肋骨骨折	トラック横乗り業務の就業中、トラックへ戻るため荷下ろし場のプラットホームから降りようとした際、プラットホームの前に置いてあった大型ポリバケツがコンクリートに似た色のため階段だと思い足を掛けたところバランスを崩し転倒した。
		【改善点】	周囲をよく確認し、焦らず作業するようにしましょう。
7	令和5年2月21日(火) 午後0時10分 85歳・女性 (就業途上・継続受注)	右膝骨折 胸部打撲	自宅の駐輪場から自転車に乗って就業先に向かう途中、前方から来た男性に道を聞かれて教えようと慌てて降りようとしたが、バランスを崩し転倒した。
		【改善点】	自転車に乗り降りする時はゆっくりと安全に動作するようにしましょう。
8	令和5年3月3日(金) 午前8時00分 69歳・女性 (就業途上・継続受注)	顔面・両膝打撲	就業先に向かうため、駅の地下道を歩行中、足を踏み外し階段から転落した。
		【改善点】	階段を降りるときは、手すりを使うなどして気を付けるようにしましょう。
9	令和5年3月17日(金) 午後4時30分 78歳・男性 (就業中・継続受注)	全身打撲	スーパーの倉庫内で、空のかご車(段ボール積載用)を移動中にバランスを崩してかご車と一緒に転倒した。
		【改善点】	マニュアルに沿った作業を行い、器具の操作や移動をする場合は無理な操作をしないで何度も安全確認を行うようにしましょう。

《賠償責任事故》 令和4年12月1日～令和5年3月31日 賠償責任事故件数 1件

	日時・年齢・性別等	賠償内容/改善点	概要
1	令和4年12月7日(水) 午後5時45分 72歳・男性 (就業中・継続受注)	前輪ホイール交換	駐輪場で自転車整理の工作中、駐輪ラックへうまく駐輪できていない利用者を見つけたため、利用者が居たため説明しようとその自転車をラックへ差し込んだ際、自転車のタイヤ(内輪)のサイズが合わず、ラックの爪がホイールに接触し傷つけた。
		【改善点】	タイヤが規格外の場合は無理をせず、口頭の説明で済ませるようにしましょう。